

早期不妊検査費助成事業 よくある質問

令和7年2月 作成

ジャンル	質問	回答
○助成対象について	<p>プライダルチェックは助成金の対象となりますか。</p>	<p>「<b>プライダルチェック</b>」は通称であり、病院のプランや本人の希望によって、<b>検査内容は異なります</b>。不妊の原因となったり、妊娠出産に影響を与える要因がないかの検査を総称している場合もある一方で、不妊検査とは趣旨が異なる一般的な結婚前・妊娠前のヘルスチェックを示す場合もあります。</p> <p>早期不妊検査費助成事業の対象となる検査は、「ご夫婦（事実婚を含む）がともに実施する、不妊症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査」と定められています。</p> <p>実施した検査が、本事業の助成対象かどうかの審査は、助成金のご申請の際に検査実施医療機関にて作成していただく「さいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）」によって行います。</p> <p><b>ご自身がさいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）に記載されている検査を実施しているか不明な場合は、検査を実施した医療機関にご確認ください。</b></p>
	<p>さいたま市以外の病院で実施した検査も、助成金の対象となりますか。</p>	<p>対象となります。</p> <p><b>医療機関の指定はありませんので</b>、全国どこの医療機関で実施した場合も、「ご夫婦（事実婚を含む）がともに実施する、不妊症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査」であればご申請いただけます。さいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）の作成について、検査を実施した医療機関に依頼してください。</p>
	<p>保険診療で実施した検査であっても、助成金の対象となりますか。</p>	<p><b>自費診療であっても、保険診療であっても</b>、「不妊症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査」であるのであれば、<b>対象となります</b>。</p>
	<p>検査実施中に婚姻しました。申請時点で法的な婚姻関係にあれば、法的な婚姻関係にない間に実施した検査も、助成金の対象となりますか。</p>	<p><b>法的な婚姻関係の有無は、助成要件ではありません</b>。</p> <p>法的な婚姻関係にない間に実施した検査であっても、「不妊症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査」であれば、助成金の対象とすることができます。なお、申請時点で法的な婚姻関係にある場合は、検査中は未婚状態であったとしても、事実婚関係に関する申立書の提出は不要です。</p>
	<p>検査実施中にさいたま市に転入しました。さいたま市民でないときに実施した検査に係る費用も助成金の対象となりますか。</p>	<p>対象となります。</p> <p><b>申請時点でさいたま市民であれば、さいたま市に助成金の申請をすることができます</b>。</p> <p>なお、不妊検査費助成制度は、自治体独自の制度ですので、さいたま市から転出された方は、転出先の自治体にご確認ください。</p>
○申請について	<p>申請書類は区役所でも配布していますか。</p>	<p>区役所の保健センターで配布しています。</p>
	<p>区役所の保健センターで助成金の申請はできますか。</p>	<p><b>区役所の保健センターでは、申請の受付や、問合せ対応は行っておりません</b>。申請及びご不明点のお問い合わせは、<b>母子保健課</b>（さいたま市役所2階：さいたま市浦和区常盤6-4-4 ☎048-829-1586）までお願いいたします。なお、原則、郵送での申請にご協力をお願いします。</p>

ジャンル	質問	回答
○申請に係る提出書類について	<p>夫婦が別々の医療機関で検査を実施しましたが、一方の医療機関で要した費用で、助成上限額を上回ります。</p> <p>それでもそれぞれの医療機関が発行するさいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）の提出が必要ですか。</p>	<p>夫婦が異なる医療機関で検査を実施した場合には、<b>各々の検査費用に関わらず、それぞれの医療機関が発行するさいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）が必要です。</b></p> <p>さいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）は、金額のみならず、ご夫婦（事実婚含む）が受けた検査内容も証する書類ですので、<b>ご夫婦のうち一方の検査内容しか記載されていない場合、「男性も女性も夫婦がともに検査を実施している」という助成要件が確認できないため、申請を受付することができません。</b>一方の医療機関で要した費用で、助成上限額を上回る場合でも、必ず夫婦それぞれの実施証明書を作成してください。</p>
	<p>検査の途中で転院しています。すべての医療機関でさいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）を作成する必要がありますか。</p>	<p>一つの医療機関で、<b>助成要件を満たしているのであれば、すべての医療機関でさいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）を作成する必要はありません。</b></p> <p>※ただし、さいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）に記載されている検査費以外の費用を助成対象経費に含めることはできません。</p> <p><b>【補足】助成要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性も女性も夫婦がともに検査を実施していること。</li> <li>・実施した検査が、不妊症の診断のために医師が必要と認めた検査であること。</li> </ul>
	<p>領収書と明細書が発行されています。明細書の提出は必要ですか。</p>	<p><b>明細書は不要</b>です。領収書のみご提出ください。</p>
	<p>領収書を紛失してしまいました。領収書がなくても助成金の申請はできますか。</p>	<p><b>領収書の提出がない場合、助成金を申請することはできません。</b></p> <p>領収書の再発行、または領収書と同等の書類の作成について、検査実施医療機関に、ご相談ください。</p>
	<p>さいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）に記載された、患者負担（領収）額と、手持ちの領収書の金額が違います。申請できますか。</p>	<p>申請可能です。</p> <p>※医療機関には、助成対象経費のみを、患者負担（領収）額としてさいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）に記載していただいているため、患者負担（領収）額には、不妊治療に係る経費や、対象外の検査費用、処方箋料などは含まれません。このため、患者負担（領収）額として記載された金額が、検査実施医療機関で支払った全額と一致するとは限りません。</p> <p><b>※ただし、助成対象経費とできるのは、領収書の提出がある分の金額となります。</b>紛失等で領収書の合計金額が助成上限金額に満たない場合は、領収書の再発行または領収書と同等の書類の作成について、検査実施医療機関に、ご相談ください。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>助成上限額3万円の夫婦で、実施証明書に記載の患者負担（領収）額は、55,500円だが、一部紛失のため、28,500円分のみ領収書あり。</p> <p>この場合、助成対象経費とできるのは、28,500円。助成金の受給金額は、28,000円（千円未満切捨て）。</p>
	<p>マイナンバーカードを使用し、コンビニのプリンターで出力した住民票でも申請できますか。</p>	<p>申請可能です（コピーは不可）。</p> <p>※必ず、夫婦の両名の住所及び氏名、生年月日、続柄記載のものを取得してください。</p> <p>※マイナンバーは絶対に記載しないでください。</p>

ジャンル	質問	回答
○その他	振込先口座は、ネット銀行でも良いですか。	申請可能です。 口座情報（銀行名・支店名・口座名義人名・口座番号）の全てがわかる書類の提出は必須ですので、 <b>通帳がない場合は、口座情報の全てがわかるマイページ画面等を印刷し、添付してください。</b>
	「さいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）」の作成のための費用は、助成対象経費に含めることができますか。	含めることが可能です。